

習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会 会議の公開に関する取り決め事項(案)

会議の公開・非公開

- 「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、会議は原則公開となっている。
しかし、本委員会が所掌する移管先法人の公募・選考に関しては、習志野市情報公開条例第8条第5号に該当する市が行う契約等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。
- ただし、その他の審議内容が生じた場合には、公開とする場合もある。
- なお、移管先法人の選考に関しては、選考過程の透明性が求められていることから、会議の公開の原則を踏まえ、移管先法人決定後に、全ての会議録を公開することとする。

習志野市立藤崎保育所移管先法人選考委員会設置要綱(抜粋)

(職務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 移管先法人の公募に係る募集要項及び選考基準に関すること。
- (2) 移管先法人の選考に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、移管先法人の選考に関し必要と認める事項

習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針(抜粋)

6 会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開とする。ただし、当該会議の内容が次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に会議に諮り、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号。以下「情報公開条例」という。)第8条各号の規定に該当する情報に関し、審議、審査等をする場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

習志野市情報公開条例(抜粋)

(非公開情報)

第8条 公開しないことができる情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (5) 市又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの